

公益財団法人東京都農林水産振興財団
農業者出産・育児期支援事業実施要綱

制定 令和5年6月27日付5農振財農第271号

第1 目的

農業者が出産・育児等により就業困難になる、あるいは働き続けながら子の養育を行う場合などは、農業経営体として労働力不足になり、事業規模を縮小せざるを得なくなる。本事業では、代替人材の確保に必要な経費の一部を助成することで、農業者が安心して出産・育児できる環境を整備し、農業経営体の安定的な農業生産を維持することを目的とする。

本事業は、農業者出産・育児期支援事業実施要綱（令和5年3月31日付4産労農振第3025号。以下「都実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、実施するものとする。

第2 事業対象者

本事業の支援対象は、都実施要綱別表の項目2に定める者とする。

第3 事業内容

- 1 事業の実施に当たっては、東京都及び公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）の間で出えん契約を締結し、財団は東京都からの出えん金を受け入れる基金を設置する。
- 2 財団は、前項の出えん金を財源として、農業者の出産・育児期における労働力確保の取組に対し、必要な経費の一部を助成する。

第4 事業計画

財団は、第3第1項の出えん契約に従って、毎年、本事業の年次計画を示す「農業者出産・育児期支援事業計画書」を策定する。

第5 事業推進体制

- 1 財団は、本事業推進のため、東京都及び関係機関と連携し、次の活動を行う。
 - ア 農業者に対する制度の周知・広報
 - イ 農業者が行う申請手続きの円滑化支援
 - ウ 農業者に対する助成金の交付
 - エ 本事業によって得られた支援情報等の集約・共有
- 2 財団は、本事業のもとで農業者を支援する際は、他の計画・施策と整合性を持つよう東京都及び関係機関と調整を図り、前項の計画が達成できるよう配慮するものとする。

第6 助成措置

財団は、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。